

# 第二白東苑 ショート料金表

～令和6年8月～

(日額/単位:円)

第1段階	要支援1	要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
ユニット型個室	1,829	1,979	2,056	2,137	2,225	2,308	2,390

□食事代・・・300円/日 □居室代・・・880円/日 (ユニット型個室)

第2段階	要支援1	要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
ユニット型個室	2,129	2,279	2,356	2,437	2,525	2,608	2,690

□食事代・・・600円/日 □居室代・・・880円/日 (ユニット型個室)

第3段階①	要支援1	要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
ユニット型個室	3,019	3,169	3,246	3,327	3,415	3,498	3,580

□食事代・・・1,000円/日 □居室代・・・1,370円/日 (ユニット型個室)

第3段階②	要支援1	要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
ユニット型個室	3,319	3,469	3,546	3,627	3,715	3,798	3,880

□食事代・・・1,300円/日 □居室代・・・1,370円/日 (ユニット型個室)

課税層	要支援1	要支援2	介護度1	介護度2	介護度3	介護度4	介護度5
ユニット型個室 (1割負担)	4,160	4,310	4,387	4,468	4,556	4,639	4,721
※ユニット型個室 (2割負担)	4,809	5,108	5,263	5,424	5,600	5,767	5,931
※ユニット型個室 (3割負担)	5,458	5,907	6,139	6,381	6,644	6,895	7,140

□食事代・・・1,445円/日 □居室代・・・2,066円/日 (ユニット型個室)

※第1号被保険者(65歳以上)の方で、本人の合計所得金額(年金等)が160万円(年間)以上であり、かつ同一世帯の第1号被保険者の課税年金収入及び年金以外の合計所得金額が単身280万円以上、2人以上で346万円以上の方については介護サービスを利用する際の利用者負担金が2割となります。また、本人の合計所得金額(年金等)が220万円(年間)以上であり、かつ同一世帯の第1号被保険者の課税年金収入及び年金以外の合計所得金額が単身340万円以上、2人以上で463万円以上の方については介護サービスを利用する際の利用者負担金が3割となります。

- 1) 基本単位  
 <ユニット型個室> 要支援1 529 要支援2 656 要介護1 704 要介護2 772 要介護3 847 要介護4 918 要介護5 987  
 ※仙台市の場合、1単位10.33円となります。

- 2) 上記の料金表は基本単位に加え、利用される全員に該当する下記加算(体制加算)を計上した額となります。  
 ① 夜勤職員配置加算・・・18単位/日(※要支援は算定なし)  
 ② サービス提供体制強化加算Ⅰ・・・22単位/日  
 ③ 介護職員等 処遇改善加算Ⅰ・・・介護報酬の総額に対して14%の加算

- 3) 上記2)の他に一定の要件に該当する下記加算(個別加算)がございます。  
 追加加算が発生した際は、事前に利用者及び利用者家族へ説明を行ったのち算定させていただきます。  
 ① 認知症専門ケア加算・・・3単位/日  
 ⇒担当主治医が作成する「主治医意見書」において「認知症日常生活自立度」の項目がⅢ以上の判定になっている方のみ該当  
 ② 口腔管理強化加算・・・50単位/月  
 ⇒訪問診療を行っている歯科医療機関の診察を受けた上で、介護職員等が口腔内の評価を実施、その結果を担当ケアマネージャーへ報告を行った方のみ該当

- 4) おむつ代や、洗濯代等の日常生活における費用が含まれます。  
 この他、医療費、散髪代等の実費がかかります。